

(2) ○○月 1 日から 15 日までの生活費について

処分庁は、手持ちのお金で遣り繰りをすることや、平成○○年○○月 1 日に審査請求人が受給する企業年金での遣り繰りなどの説明を行った事実が認められ、一方、その際、審査請求人からは、同月 15 日までの間に、それらの遣り繰りが極めて困難である具体的な事情を説明した経緯は認められない。

(3) まとめ

以上のとおり、被保護者は、法第 60 条の規定により、生計の状況の適切な把握などに努めなければならないとされているなか、処分庁が審査請求人に行った説明は妥当なものであり、よって、処分庁が上記事実を踏まえて行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 6 月 15 日	諮問書の受領
平成 30 年 6 月 20 日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7 月 6 日 口頭意見陳述申立期限：7 月 6 日
平成 30 年 6 月 22 日	第 1 回審議
平成 30 年 7 月 13 日	第 2 回審議
平成 30 年 8 月 3 日	第 3 回審議

第 5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第 4 条第 1 項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第 5 条は、法の解釈及び運用を定め、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と規定している。
- (3) 法第 8 条は、基準及び程度の原則を定め、同条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第 2 項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、

これをこえないものでなければならない。」と規定している。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護基準を定めている。

- (4) 法第60条は、生活上の義務を定め、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と規定している。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「次官通知」という。)) 第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。(以下略。)」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。(以下「局長通知」という。)) 第8の1の(4)の(ア)は、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成〇〇年〇月から企業年金を受給したため、処分庁は、同年〇月1日付けで、企業年金の収入認定を開始した。
- (2) 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月から老齢年金を受給したため、処分庁は、同年〇〇月1日付けで、老齢年金の収入認定を開始した。
- (3) 処分庁は、平成〇〇年〇〇月24日付けで、企業年金〇〇〇〇〇〇円及び老齢年金〇〇〇〇〇〇円の収入認定を行い、同年〇〇月1日を保護変更日とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 平成〇〇年〇月8日付けの企業年金連合会老齢年金振込通知書において、同年〇〇月1日付けで審査請求人に〇〇〇〇〇〇円が支給される予定であることが確認できる。

3 判断

上記1及び2に基づき、本件についてみると、処分庁は、審査請求人の平成

〇〇年〇〇月分保護費について、法並びに法第8条第1項及び第2項の規定により厚生労働大臣が定めた保護基準に従い本件処分を行ったものである。また、収入認定の取扱いについては、保護の実施機関が法に基づき処理することとされている法定受託事務を処理するに当たり、よるべき地方自治法（昭和22年法律第67号。）に基づき定めた処理基準である次官通知及び局長通知に従い行われたものである。

本件処分について、審査請求人は、平成〇〇年〇〇月15日に支給される老齢年金について、実際に老齢年金の受給に至っていない同月1日に支給される保護費において〇〇〇〇〇〇円が収入認定されれば、受け取ることができる保護費が少なくなり、実際に老齢年金が支給される同月15日まで間の生活に支障をきたすと主張するが、審査請求人に関して処分庁は、同月1日に〇〇〇〇〇〇円の企業年金が支給されるため、収入認定によって直ちに生活に支障をきたさないことを確認していることから、処分庁の対応は妥当性を欠くものでないといえる。また、処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人に対して、平成〇〇年〇〇月1日に企業年金が支給されることを伝え、同月15日の老齢年金が支給されるまでは、企業年金での遣り繰りを提案した事実が認められる一方、審査請求人については、遣り繰りが困難である具体的な事情を説明した経緯や主張は認められないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子